

質問回答

NO.	質問	回答
1	仕様書ー3.業務の内容ー(4)ブランディング計画書の作成 について ブランディング計画書については、ステップアッププログラムの内容・構成に含まれるものでしょうか。あるいは、ステップアッププログラムとは別の構成として、別途取りまとめるものでしょうか。	ブランディング計画書は、ステップアッププログラムの内容・構成に含まず、別途取りまとめます。
2	仕様書ー3.業務の内容ー(4)ブランディング計画書の作成 について 加えて、もし別途取りまとめる場合、目次構成・ページ数を想定されていればご教示ください。(作業工数に関連するため)	目次構成及びページ数の想定は以下のとおりです。 本編(10P)、旅行会社・有識者等ヒアリング(10P)、遊覧船・漁船クルーズ等文献調査及びヒアリング(30P)、計50ページ
3	仕様書ー6.成果物ー について 成果物の中には三陸SUPの製本印刷が示されておりますが、もし別途取りまとめる場合、ブランディング計画書の製本印刷は不要ということでしょうか。	ブランディング計画書の製本印刷は不要です。仕様書6. 成果物の報告書において、仕様書3. 業務の内容(1)～(5)の構成の一つとして取りまとめてください。
4	(2)4)①協議会等の運営支援「会議室の確保及び会場費の支払い」とありますが、選定も受注者で行うものでしょうか。	会議室の選定は受注者で行い、会議開催できる条件をクリアしていることを環境省担当官より確認を受け、確保してください。
5	(2)4)③構成員への会議開催の案内状(メール)について、受注者が行うものでしょうか。(事前に、受注者から案内が届く旨を構成員へご連絡いただけるものでしょうか。)	会議開催の案内状及び送付先リストは協議会事務局が作成し受注者に渡します。メールでの送付と取りまとめは受注者が行ってください。なお、案内が届く旨の事前連絡はいたしません。
6	(3)2)「有識者の招聘(地域づくりや観光分野の有識者(大学教授級1名))」については過年度の仕様書にもありますが、同じ人選となりますでしょうか。	同じ人選とは限りません。
7	(4)「旅行会社や有識者からヒアリングを実施すること(5団体(者)程度)」について、5団体の選定も受注者で行うものでしょうか。また、「有識者」は、(3)2)と同様でしょうか。	ヒアリング対象団体(者)の選定については、環境省担当官と協議のうえで決定します。
8		
9		
10		